史跡小泉八雲旧居保存活用計画

―概要版―

小泉八雲（ラフカディオ・ハーン /1850-1904）は、作家、教育者、ジャーナリスト、日本研究者としての多彩な活動を通じて日本文化を世界に発信した人物です。

史跡小泉八雲旧居は、史跡松江城の北側、内堀を隔てた場所にある、松江藩における中級武士の武家屋敷の貴重な遺構です。明治 23(1890) 年に島根県尋常中学校の英語教師として松江に赴任した八雲は、武家屋敷に住むことを望み、住まいとしてこの居宅に移り住みました。

昭和 15(1940) 年に国の史跡に指定された旧居は、大正 9(1920) 年から一部が一般公開されており、松江市の代表的な文化観光施設として、国内外から多くの方が訪れています。八雲が著作『知られぬ日本の面影』の「日本の庭」で詳しく描写した、主屋や供待部屋、塀、土蔵等の建物や庭、周辺の景観は、現在まで良く保存されています。

松江市では、今後も旧居を当時の姿をよく残す形で継承して、より良い活用を図ることを目指し、保存活用計画を策定しました。

史跡 小泉八雲旧居近景 (令和 7〔2025〕年 10 月撮影)

史跡の名称：小泉八雲旧居
所　在　地：島根県松江市北堀町
指定年月日：昭和 15(1940) 年 8 月 30 日
所　有　者：松江市

令和8(2026)年3月

松江市

計画の対象範囲（史跡指定範囲と隣接関連地）

本計画の対象とする範囲は、指定を受けた「史跡 小泉八雲旧居」に加え、史跡の保存、あるいは景観保護のために重要な隣接関連地である「小泉八雲記念館」および「北側保全地」としています。

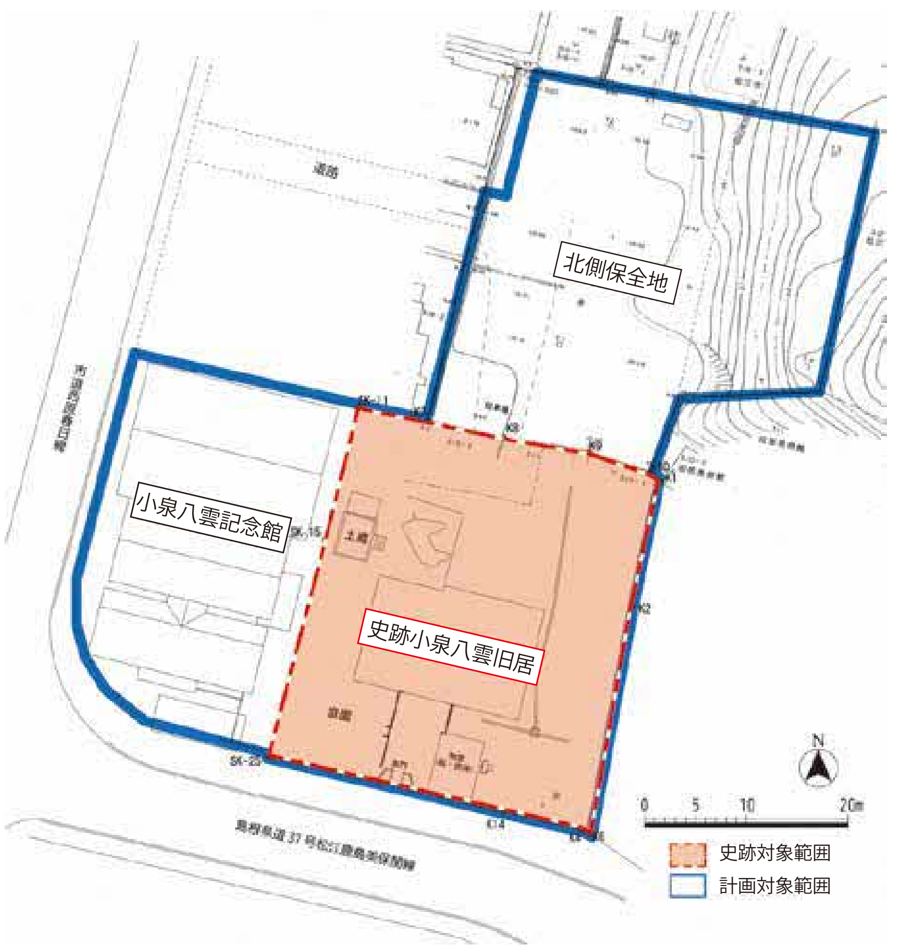

小泉八雲記念館

旧居の史跡指定に先立つ昭和 9(1934) 年には旧居の西側隣接地（奥谷町 322）に八雲の資料を保存・公開し、その功績を後世に伝えるための資料館である小泉八雲記念館が開館しました。

記念館には多数の貴重な八雲の関連資料が展示・保存・管理されています。

北側保全地

昭和 29(1954) 年に松江市は、八雲の著作で表現された旧居からの竹藪の景観を保全、修景するため、旧居の北側の隣接地（奥谷町 318-6）を北側保全地として取得しました。

この区域は主に山林となっており、八雲が親しんだ光景が今でも残っています。

小泉八雲旧居

旧居は、八雲居住当時の所有者である根岸家[1]により保存継承されてきましたが、根岸家の申し出を受けて平成 31 (2019) 年 1 月 22 日に松江市が取得しました[2]。また、この取得事業のなかで敷地内（第三の庭内）に建てられていた根岸家の住宅は撤去されました。

名　称	員　数	構　造　および　形　式	所在の場所
史跡 小泉八雲旧居			
主　屋	1　棟	桁行 16.620m, 梁間 10.500m, 一部二階 , 寄棟造 , 四面下屋付 , 桟瓦葺	
土　蔵	1　棟	土蔵造 , 桁行 3.972m, 梁間 2.979m, 二階建 , 切妻造 , 東面庇付 , 北面下屋付 , 何れも桟瓦葺	
厩、供待部屋	1　棟	桁行 5.938m, 梁間 4.010m, 二階（一部中二階）, 切妻造 , 東面葺下し及び庇付 , 桟瓦葺	松江市北堀町 315 番地
塀	総延長 59.0m	主屋 , 厩間　延長　2.8 メートル 主屋 , 表門間　〃　7.6 メートル 屋敷南面西方　〃　12.5 メートル 屋敷西面　〃　21.7 メートル 厩 , 表門間　〃　3.0 メートル 屋敷南面厩東方　〃　11.4 メートル	
表　門	1　棟	棟門、桟瓦葺　門柱真々 1.45 メートル	

八雲は、南と西側の庭を「第一の庭」、池のある北側の庭を「第二の庭」、主屋の北側の一部と東側を「第三の庭」と名付けました。

計画期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 18（2036）年 3 月 31 日までの 10 年間とします。

註

1) 松江藩で代々番頭をつとめる禄高 300 石の家柄で、明治維新後、根岸干夫は、島根県に奉職し県内各郡の郡長などを歴任した。八雲の来松時は、神門郡外二郡の郡長として今市町 (出雲市) に赴任していたため、北堀町の自邸が空いていた。(出典『松江市史』通史編 5 近現代 2020 松江市)

2) 史跡等購入費国庫補助事業による。

史跡小泉八雲旧居の本質的価値

① 八雲が著作『知られぬ日本の面影』で描写している光景が残されています

小泉八雲が旧居に居住した期間は、明治 24(1891) 年 6 月 22 日から同年 11 月 15 日までの約 5 か月間でしたが、八雲はこの居宅を生涯に住んだ家のなかで最も気に入り、著作 *GLIMPSES OF UNFAMILIAR JAPAN*（『知られぬ日本の面影』）（ホートン・ミフリン社、1894 年）の「日本の庭」のなかで、この屋敷の庭を通じて学んだ日本人の自然観について説いています。

描写している光景について、主な要素を下図に示しました。『新編日本の面影』（池田雅之翻訳、角川ソフィア文庫、2000 年）から引用し、その文章の掲載されているページ番号を記載しています。

「北西のはずれには…たいそう小さなお稲荷さんの石の祠が立っている。（面影 p.234）」

祠

竹垣

※昭和 58 年修理工事に際して再建

「竹と藺草で編んだ垣根…庭を三分割する境（面影 p.214）」

景石 (岩)

「ずいぶん苔蒸した大きな岩（面影 p.222）」

飛石

「まさに小川を渡るための踏み石のように…その上を伝ってあちこちへ行けるようになっている。（面影 p.222）」

手水鉢

「水を湛えた 風変わりな石の水盤（面影 p.222）」

鯱

「城の天守閣に見られるような鯱（面影 p.222）」

マツ

「わが家の庭にも五本の松があるが、…実に素晴らしい絵のような枝ぶりを見せているのである。（面影 p.225）」

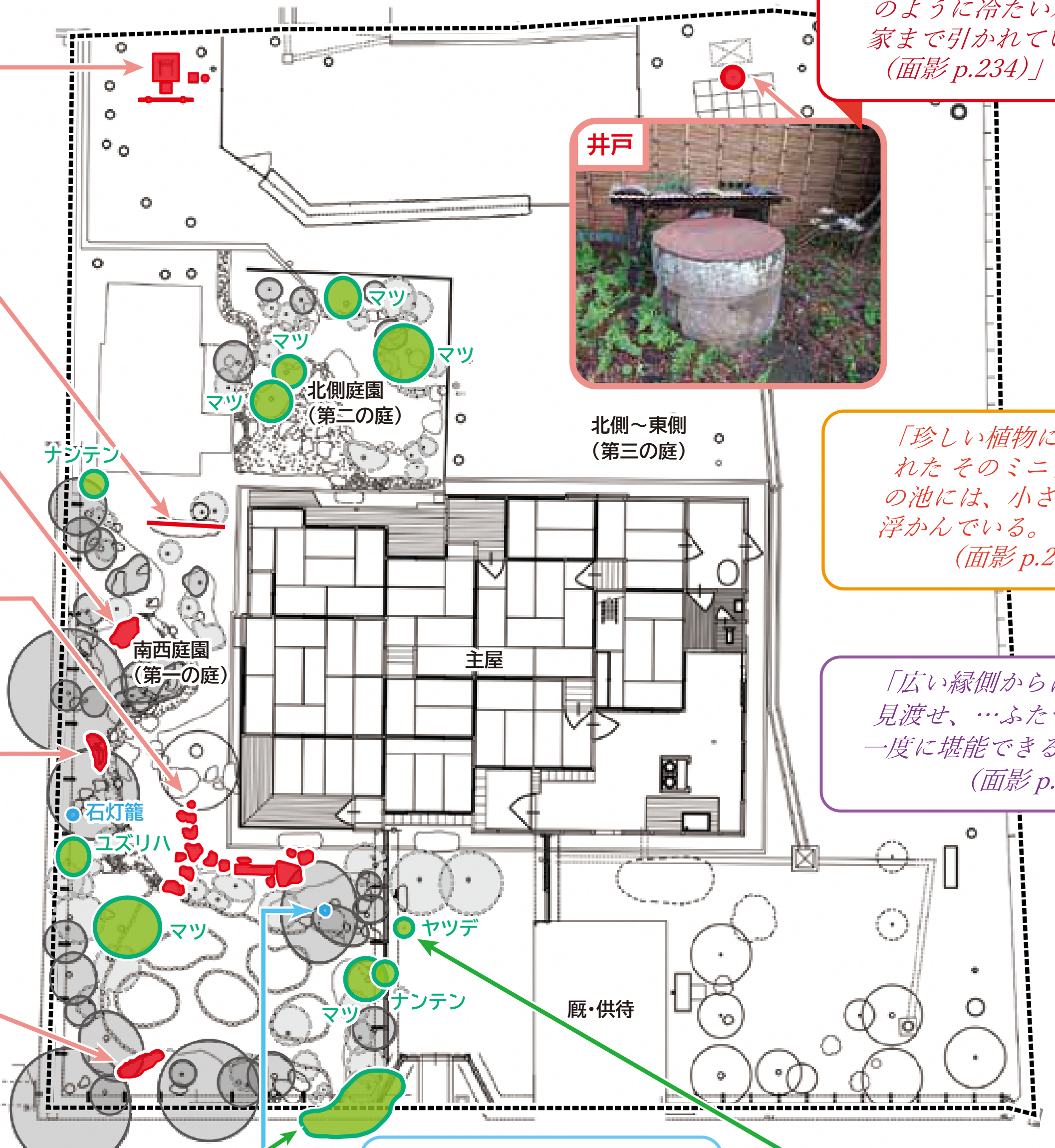

石灯籠

「歳月を経て緑色になった石灯籠（面影 p.222）」

「北東の隅には立派な井戸があり、…氷のように冷たい水が家まで引かれている。（面影 p.234）」

井戸

「ほとんどの古い武家屋敷にも表門を入ると、たいてい玄関の近くに、大きな独特の葉を持つ丈の低い木が見受けられる。出雲では、その木を「手柏」と呼び、わが家の玄関の脇にもある。（面影 p.223）」

ヤツデ

北側庭園（第二の庭）

庭園全体

睡蓮

小泉八雲旧居 HP より

菖蒲

生物 (メダカ)

「珍しい植物に縁どられた そのミニチュアの池には、小さな島も浮かんでいる。（面影 p.232）」

建 築 物 関 係

「広い縁側からは庭が見渡せ、…ふたつの庭を一度に堪能できる。（面影 p.214）」

主屋 / 南西庭園（第一の庭）
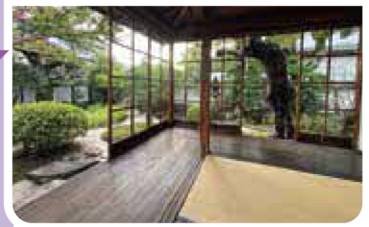

主屋 / 北側庭園（第二の庭）

厩・供待

塀・門

史跡指定範囲

0 5m N

「日本の庭」に関連する要素と位置

② 松江藩における中級武士の武家屋敷として現存する貴重な遺構です

地割のみならず庭まで良好に維持されています

史跡小泉八雲旧居が所在する一帯は、塩見縄手地区と呼ばれています。慶長 16(1611) 年の城下町造成以降、幕末まで松江藩の中・下級武士の屋敷地とされた地区で、このエリアには市指定文化財（建造物）の「武家屋敷」や「塩見畷旧武家屋敷遺構」が連続している場所です。

旧居は、松江藩における中級武士の武家屋敷の貴重な遺構であり、全国的にみても地割のみならず、庭まで良好に維持されている稀有な例です。

現在の旧居と記念館の敷地は、もともとは一軒分の広い屋敷地で、松江藩士の藤江八郎兵衛が当主だった天保 6(1835) 年頃に届け出て、藤江の屋敷と大島八助の屋敷の 2 軒に分割しました。

その後、嘉永 7(1854) 年に屋敷替えで吉岡源八郎が旧居の地に住み、元治元 (1864) 年に根岸家が居住することとなりました。

旧居の庭は、『ヘルン旧居覚書』によると、9 代目当主小石と息子の干夫父子が庭師を連れて根岸家所有の山から樹木を選び、大根島から石を運ばせ、庭師の手をかりながら明治元 (1868) 年に作庭したと記載されています。

下図は、安政・文久年間作成の「松江城下絵図」（個人蔵）に屋敷番号を記入したもので、図中 3501 が旧居、3025 が記念館（赤で囲んだ部分）、3023 と 3024（青で囲んだ部分）の東側約半分が北側保全地にあたります。

今後の更なる調査研究が期待されます

根岸家が吉岡家から受け継いだ「吉岡四郎太ヨリ附送リ」と記された家相図（図②-2）は、現在分かっている最古の旧居の間取り図面です。

これは、昭和 56(1981) 年度から 3 か年かけて実施した旧居の大規模修理工事（以下「昭和 58 年修理」という）において発見されたものです。

この図面の間取りと主屋と土蔵の位置関係は現在の旧居とほぼ一致するため、旧居の建築年は、根岸家がこの屋敷に居住を始めた元治元 (1864) 年以前と推定されます。この家相図や、修理解体工事時の調査において発見した建築材の痕跡等から、旧居の間取りは当初 14 室であったことが窺えます。

これは、八雲の著作『知られぬ日本の面影』のなかでの記述と一致しています。

また、主屋の改造は、明治時代末期から大正初年頃まで 1 回、大正初年から昭和 15(1940) 年頃までに 1 回、終戦後 1 回改造が行われたことが分かりました。主屋の上屋部分については、当初茅葺でしたが、明治 5(1872) 年頃に瓦葺に変更されました。昭和 58 年修理において、主屋、土蔵、厩、供待部屋、土塀の修理工事を行い、家相図と主屋の半解体調査で判明した修理痕跡に基づいて、主屋を幕末期および明治 20 年代の原形に復原しました（図②-3）。

その結果、現在の旧居は八雲が記述した部屋数である 14 室となりました。しかし、八雲在住時の旧居の姿はあきらかになっていない部分もあるため、今後、大規模修理等の機会をとらえた更なる調査研究が待たれるところです。

昭和 8 年以前絵葉書「小泉八雲旧居前面」（松江歴史館蔵）より

侍の屋敷はどこでもそうだがここも平屋である。それでも、部屋数は十四ほどもあり、どの部屋も天井が高く、ゆったりとして美しい。

（面影 p.214）

『新編日本の面影』
（池田雅之翻訳、角川ソフィア文庫、2000 年）から引用

図②-1　安政・文久年間作成の「松江城下絵図」（個人蔵）に記入

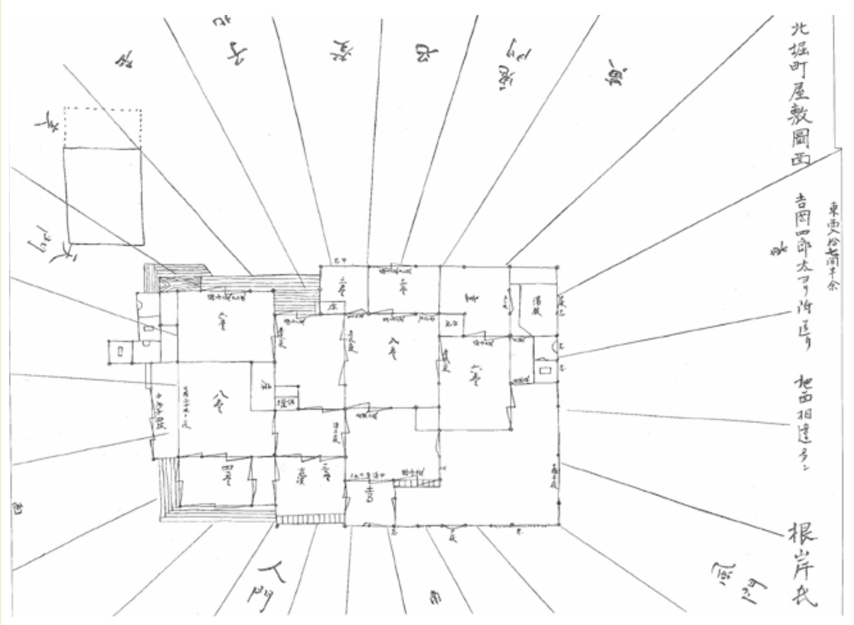

図②-2　「吉岡四郎太ヨリ附送リ」と記された家相図

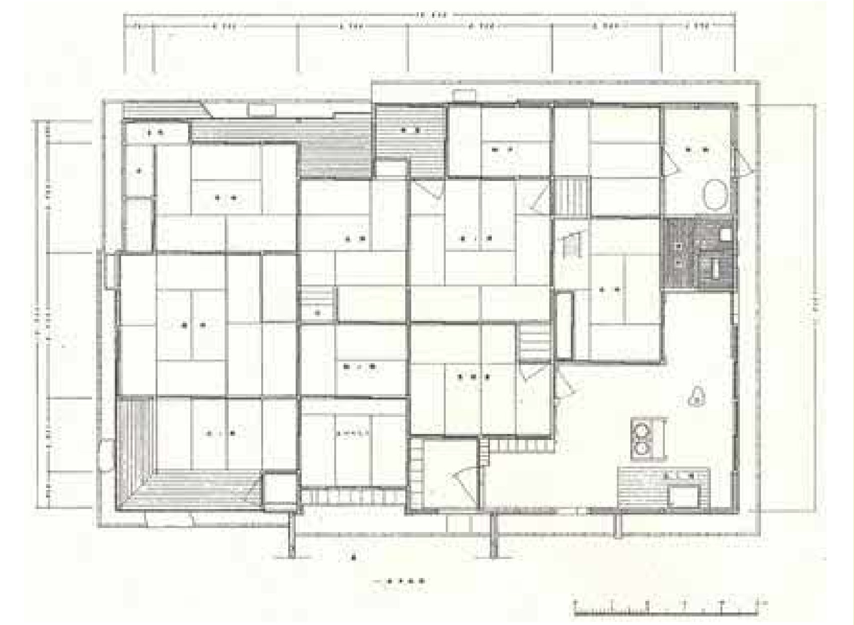

図②-3　昭和 58 年修理後の主屋間取り

目指すべき将来像

八雲の暮らし・世界観を体感できる貴重な武家屋敷である旧居を守り活かす

本計画において「八雲の世界観」とは、『知られぬ日本の面影』で表現された八雲が感じた世界のことをいいます

【保存・管理】

建造物や、庭園、地形や地割・眺望、地下に埋蔵されている遺構や遺物を適切に保存することはもちろん、その周辺環境も含めて保全し、後世に継承していきます。

【活用】

小泉八雲の著作の中で表現した暮らし・世界観を体感できる武家屋敷である旧居を、まちづくり、人づくり、仕組みづくりにさらに活用します。

八雲在住時の姿が失われている第三の庭については、八雲が暮らしていたころの光景の再現や効果的な使い方を検討します。

【調査】

小泉八雲研究や八雲在住時の旧居の姿、松江藩の武家屋敷としての調査研究を継続して行います。

建造物や庭園を確実に保存・活用するために必要な調査、特に強化が必要な防災・防犯を目的とする調査は早急に行います。

【整備】

旧居を末永く保存・活用するために必要な整備を行います。八雲在住時の姿が失われた要素については、適切な方法で顕在化することを検討します。

【運営・体制】

関係団体と連携した運営・体制を構築し、旧居を守り活かしていきます。

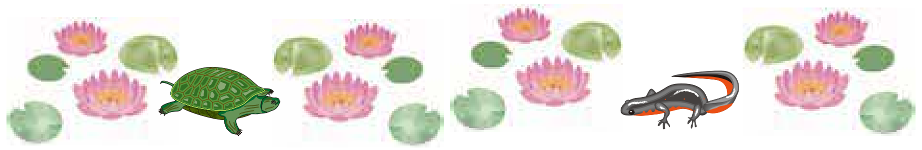

分　類	施　策　内　容
計画策定	・整備に必要な調査を行い、 「史跡小泉八雲旧居整備基本計画」を策定します。
保存・管理	・史跡の日常点検・維持管理を徹底します。 ・庭園の植栽栽培管理計画を整備・更新します。 ・庭園の石造物等を調査し台帳を整備します。 ・史跡北側の境界を明確にし、当時の姿をより分かりやすくします。 ・北側保全地の景観（旧居から竹藪への眺め）を保全します。
活　用	・旧居と記念館を相補的に活用し、発信します。 ・八雲ゆかりの他都市との連携を強化します。 ・学校教育や地域学習でのさらなる活用を促進します。 ・松江城周辺の回遊性の向上をはかる取組を行います。
調　査	・旧居や八雲に関する調査研究をさらに推進します。
防　災	・危機管理マニュアル、避難計画を策定します。 ・危機管理体制を整備します。 ・防災に係る周知を行います。 ・建造物の耐震診断と耐震補強を行います。 ・防火設備・防犯設備を強化します。 ・排水性向上に向けて、地形調整・設備を再整備します。
整　備	・建造物を適切に修繕し、将来的には大規模な修繕を行います。 ・主屋の公開範囲の拡大とそれに伴う整備を行います。 （バリアフリー化、エアコン等の設置、展示内容の充実など） ・主屋以外の公開範囲の拡大とそれに伴う整備を行います。 （第三の庭の復元的整備・公開活用、史跡説明板の設置など） ・腐朽している石造物等のレプリカを作成します。 ・土蔵の有効活用を検討し、それに伴う整備を行います。 ・北側保全地の保全と活用を検討し、それに伴う整備を行います。
運営・体制	・継続的な八雲顕彰と施設運営体制を構築します。 ・緊急時の体制を強化します。 ・専門家との連携体制を整備します。 ・本計画の推進にあたり、関係機関と適切に連携します。

八雲は、旧居周辺の自然、庭にやってくる生物についても「有情のもの」として紹介しています。

当時の西洋文化は虫の鳴き声等の環境音をノイズとしてとらえる傾向にありましたが、固定概念にとらわれることのないオープン・マインドな精神を持っていた八雲は、「ツクツクボウシ」や「キリギリス」等の鳴き声も面白がりました。
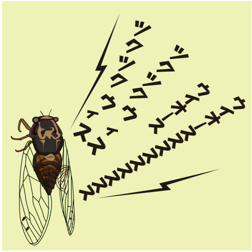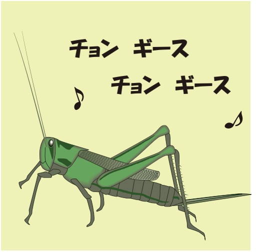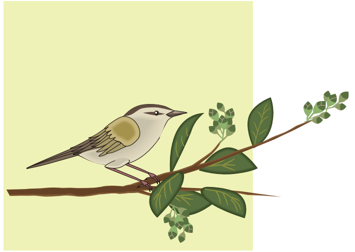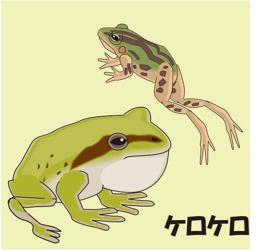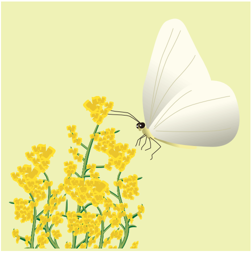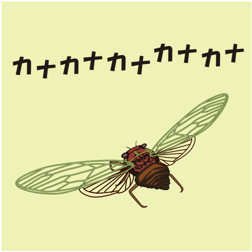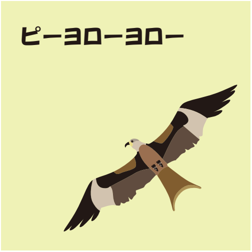
サウンドスケープの概念は 1960 年代後半に提唱されましたが、その先駆けとなる考え方を、すでに 1890 年代の著作のなかで表現しました。